

社会福祉法人
片品村社会福祉協議会長 様

決 裁	会 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当

移送用貸出車両利用申請書

申請日	平成 年 月 日
住 所	片品村
団体名	
氏 名	印
電 話	5 8 -

運転手の免許証の写し

運転免許証の写し貼付欄

※ 26歳未満運転禁止
(任意保険が適用されません)

私は利用管理要項を遵守し、次のとおり利用申請します。

目 的			
対 象 者			名
希望車両	ヴェルファイア(7人乗)・アイシス(6人乗)・アトレー(車イス)		
利用日時	自 平成 年 月 日 午前・午後 時から	利用日数 日	
	至 平成 年 月 日 午前・午後 時まで		
行 き 先	役場 ⇒	⇒ 役場	
運 転 手	住所：	氏名	印

※村外でレジャー等の場合は旅行傷害保険の証明の写しを添付すること

返却確認	平成 年 月 日	確 認 者	印
------	----------	-------	---

※必ず洗車・清掃すること（返却後、著しく汚れている場合は業者委託で車両の洗車・清掃を行い、その代金を利用者に負担して頂くことがあります。）

移送車両貸出事業申請注意事項

片品村社会福祉協議会

対象者

- ①自力で乗車する事が困難な老人及び身体障害者またはその家族
- ②社協に登録するボランティア団体または個人
- ③片品村役場及び村内の社会福祉施設

利用基準

- ①要介護者は車イス使用又は移動に介護者を要する者で、
運転手と介護者を依頼できる者とする
 - ②ボランティアは要介護者の移送サービス又は
在宅老人等の交流・保養事業等で社協に登録のある者とする
 - ③役場又は社会福祉施設が当該車両を使用し、事業を実施する場合
- ※26歳未満の運転禁止（任意保険が適用されません）**

利用手続

- ①利用申請書（別紙）を3営業日前までに提出し、許可を受けること。
※予約は1日を単位とする
- ②村外でレジャー等に使用する場合は旅行傷害保険の加入すること。
利用申請書に保険証書又は領収書の写しを添付すること。
- ③利用申請書と異なる利用の必要が生じたときは、事前に利用申請書を再度提出し、許可を受けなければならない。

利用料

- ①利用料は無料とする。（ただし燃料は利用者負担とする）
- ②返却後、著しく汚れている場合は業者委託で車両の洗車・清掃を行い、その代金を利用者に負担して頂くことがあります。

利用終了

- ①燃料は満タンにして返還すること。
- ②翌日の利用に支障のないように、必ず洗車・清掃すること。
- ③運行状況及び点検清掃状況等を使用記録簿（別紙）を記入すること。

※事故・違反等があった場合には、事務局長に報告すること。